

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 「措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	1258	1258050	010010	PF I事業を推進するための税制措置、補助金の弾力的適用	PF I事業として公共施設等の整備を行う場合の補助金交付や、税制措置について、地方公共団体等が自ら事業を実施する場合とイコールフットイングを図る。	PF I事業についても非課税措置がなされたり、BOT方式、BT0方式に関わらず補助金が交付されることにより、PF I事業が一層推進され、行政サービスの民間開放が促進される。	現行の制度では、課税措置を避けたり、補助金の交付を受けやすくするために、BT0方式のPF Iを採用するケースが多くなりがちであり、所有も含めた民間開放に結びつきにくい。			3 (PF I事業の方式について) 6 (課税措置について)		3 当庁では、これまでPF I事業による警察施設の整備に対する補助金の交付の実績はないが、警察施設の特長性を考慮すると、施設供用開始後速やかに所有権を補助事業者に移転することが適当であると見られる。このため、PF I事業による施設整備については、BT0方式により行われることが望ましいと考えている。 6 地方税法、国税法は当庁の所管ではない。				
広島県	行政サービスの民間開放による地域の新たなビジネス機会等の創出	2042	2042060	010020	PF Iの積極的活用	・国庫補助事業をPF I事業として実施するに当たり、その手法の如何を問わず、従来の場合と同様の財政支援策を講じること。 ・また、特定の用途に限定された公共施設用地として国庫補助事業で取得した土地にその補助の目的外の民間収益施設を合築することが可能とすること。	公共施設等の整備等について、PF I方式の円滑な導入及び最も効果的・効率的なPF I事業手法の採用を可能にするため、BT0等の手法を問わず採用可能な国庫補助事業とする。公共施設と民間収益施設の複合施設を設置可能とすることにより、一層の民間活用の推進を図る。	従来方式とPF I方式、また、PF I方式においてもBT0とBOTなどの手法の如何により、国庫補助金等の国の支援措置が異なる。また、国庫補助事業として取得した土地に民間の収益施設を建設する場合には補助金を返還することとなる。			3 (PF I事業の方式について) 6 (公共施設と民間収益施設の複合施設設置)		3 当庁では、これまでPF I事業による警察施設の整備に対する補助金の交付の実績はないが、警察施設の特長性を考慮すると、施設供用開始後速やかに所有権を県に移転することが適当であると見られる。このため、PF I事業による施設整備については、BT0方式により行われることが望ましいと考えている。 6 当庁は土地取得に対して補助金を交付していないので、回答は不可能。				
厚木市	ファンタスティックやまなみ	1008	1008040	010030	整備計画区域内における一般車両の通行制限に係る権限移譲	シャトルバス運行整備計画区域内において、道路管理者として市の権限が及ばない道路について、当該区域への一般車両の通行を制限する公安委員会の権限を、整備計画の実施者(市長)に権限移譲されたい。	権限移譲の支援措置を受け、シャトルバス運行区域内における一般車両の通行禁止の措置を講じる。	シャトルバス運行区域内については、道路管理者として市が権限を有しない道路があり、区域内すべてにおいて、一般車両の通行を制限するためには、神奈川県公安委員会の権限により、これを行う必要がある。来客者の増加に伴う自然環境の悪化を防止するためには、厳格な車両通行の制限が必要不可欠であり、今後においても、来客者のニーズに対応した事業展開が求められることから、権限移譲の必要性を強く求めるものである。	道路交通法第4条	都道府県公安委員会は、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、道路における交通の規制をすることができる。	3		車両の通行止め等の交通規制は、交通管理の専門的な知識、責任を有する警察が、交通の状況、周囲の無、周辺の交通規制の実施状況、交通事故の発生状況、道路の形状等を勘案して、道路の安全と円滑を確保する観点から実施する必要があり、交通管理に関する専門的な知識、責任を有しない市長が道路ネットワークの一部について車両の通行止め等の交通規制を行うこととすれば、交通の流れに悪影響を与えたり、交通事故を誘発したりするおそれがある。警察としては、従前より、地域住民や道路利用者等の要望を踏まえつつ、交通の安全と円滑が図られる適切な交通規制の実施に努めているところであり、ご提案の車両の通行止めについても、地域住民や道路利用者等が賛同しており、道路交通の安全と円滑の確保の観点から問題のないものであれば、実施することは可能であるとも考えられるので、所轄警察署に御相談していただきたい。	自然環境の悪化防止のためという提案の趣旨を踏まえ、要望を実現することができないか、再度検討し、回答されたい。	3		都道府県公安委員会による交通規制は、「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要がある」(道路交通法第4条第1項)ときに行われるものであり、ご提案の趣旨である自然環境の悪化防止は、都道府県公安委員会が交通規制を実施する目的である交通公害等の防止に含まれるため、道路の交通に起因する自然環境の悪化を防止するため必要があり、地域住民や道路利用者等が賛同しており、道路交通の安全と円滑の確保の観点から問題のないものであれば、都道府県公安委員会がご提案の車両の通行止めを実施することは可能であるとも考えられるので、所轄警察署に御相談していただきたい。
岐阜市	金華山・長良川まると博物館構想	1318	1318010	010040	道路占有・道路使用および河川占用許可権限移譲	限られた地区における総合的かつ統一したまちづくりのための、道路占有・道路使用および河川占用の許可権限の市への移譲	地域全体を野外博物館(エコミュージアム)としての回遊性を高め、まち歩き等スローライフが味わえる地域づくりを進めている。当該地区では、夏に「手力の火まつり」夏「喜多部コンサート」など当該地区の自然を生かした多様なイベントが行われている。	限られた地域でのイベントなどによるまちづくりを推進する上で、許可権限移譲によって効率的で統一の取れたまちづくりができるため	道路交通法第7条	イベントのため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。	3		道路使用許可は、車両通行止め等の交通規制と一体となって、交通の安全と円滑を確保するための制度であって、交通管理の責任を有する警察が、その専門的な知識を活用し、使用される場所の道路交通の状況を踏まえながらその可否を判断する必要がある。交通管理の責任、知識を有しない警察以外の機関に道路使用許可の権限を委ねることはできない。なお、平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資するイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を発出し、イベント等の円滑な実現に貢献することとしている。	特色あるまちづくり推進という観点から、要望を実現することができないか、再度検討し、回答されたい。	3		道路使用許可は、交通管理の責任と専門的な知識を有する警察が一元的に行う必要があり、交通管理の責任、知識を有しない警察以外の機関に道路使用許可の権限を委ねることはできないが、平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資するイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を発出し、イベント等の円滑な実現に貢献することとした。
岐阜市	まち再生プロジェクト構想	1323	1323020	010050	まちなかでのイベント開催時の道路交通規制緩和	道路占有・道路使用許可権限を市へ移譲	地域の活性化に寄与する様々なイベントを道路空間等で実施しやすくする。	まちなかの賑わい増進を目指したイベント開催時の道路使用について、道路交通法において許可が必要とされるが、その申請に時間がかかることが多く、また、新しいイベントの開催については特に慎重な協議がなされるために、許可権限を市へ移譲することにより、個性あるまちづくりが可能になるため	道路交通法第7条	イベントのため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。	3		道路使用許可は、車両通行止め等の交通規制と一体となって、交通の安全と円滑を確保するための制度であって、交通管理の責任を有する警察が、その専門的な知識を活用し、使用される場所の道路交通の状況を踏まえながらその可否を判断する必要がある。交通管理の責任、知識を有しない警察以外の機関に道路使用許可の権限を委ねることはできない。なお、平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資するイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を発出し、イベント等の円滑な実現に貢献することとしている。	特色あるまちづくり推進という観点から、要望を実現することができないか、再度検討し、回答されたい。	3		道路使用許可は、交通管理の責任と専門的な知識を有する警察が一元的に行う必要があり、交通管理の責任、知識を有しない警察以外の機関に道路使用許可の権限を委ねることはできないが、平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資するイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を発出し、イベント等の円滑な実現に貢献することとした。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 「措置等の内容の見直し」	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
須賀川市	道路規制による街中再生構想	1022	1022010	010060	道路交通法第77条第1項の規制緩和	許可対象要件を緩和するとともに、イベントごとの許可申請ではなく、年間を通じたイベント計画について一回の許可申請で可能にする。	本地域には、平成16年度に全天候型イベント広場(あきない広場)を建設することとなっていることから、これを合わせて、車の乗り入れを規制して商店街通りの歩行空間の確保を図り、イベント等を多数開催することにより、商店街の賑いを取り戻し、地域経済の活性化を図る。そのためには、道路交通法の規制緩和と道路法に基づく道路占用許可の権限移譲が必要である。	現状では、イベント等ごとに許可申請が必要なことから事務等の手間がかかるため。	道路交通法第77条	イベント等のため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。	5		道路使用の可否は、地域住民や道路利用者等の意見を踏まえつつ、公益上又は社会慣習上の要請と交通の安全と円滑への影響とを総合的に勘案し、個別具体的な事情に照らして判断すべきものであり、既にそのような制度になっている。また、同一場所、同一形態の行為について、一定の期間、包括的に申請を受けることもできるため、所轄警察署と相談していただきたい。なお、平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資するイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出し、イベント等の円滑な実現に貢献することとしている。	提案者の要望は、年間イベントについての包括的な許可を求めているものであるが、これについて実現可能か、回答された。	3・5		イベント等に伴う道路使用許可については、警察署長が、イベント等を実施しようとする場所の交通の状況やイベント等の態様に応じて、個別具体的にその可否を判断する必要があり、場所や形態が異なるイベント等について年間を通じて包括的な許可申請を受けることはできないが、同一場所、同一形態の行為については、一定の期間、包括的に申請を受けることは可能であるので、所轄警察署と相談していただきたい。
会津若松市	城下町の回廊づくり(中心市街地の活性化)	1042	1042020	010070	道路使用許可の容易化・使用料の減免	道路敷地を活用して、お日市やフリーマーケット等の開催に当たり、事務局の一括申請や、定期的なイベントの場合は手続を簡素化するなど、道路使用許可申請手続の容易化・迅速化を図る。また、道路使用料を減免するなどして、個人出店の負担軽減を図り、出店機会の増加を促進する。	会津地方最大のお日市である「十日市」の開催エリアの拡大し、来街者10万人の更なる増加を図る。 ・お日市の開催 各通り独自の趣向による道路敷地を活用したイベントの開催によりより来街者と事業者のコミュニケーションを形成する。 ・歩行者天国の定期的開催 ・歩道を活用したフリーマーケット	道路を利用したイベント等を開催する場合、道路管理者の道路占用許可をえなければならず、道路使用料が課せられる。 イベント出店者にとっては経費負担が大きく出店を見合わせる場合があり、この対策として運営主体者(商店街)が負担して実施している場合がある。 この使用料を減免することにより、出店者、運営主体の経費節減が図られ、開催場所の拡大、開催回数の拡大が図られ、より一層の活性化が促進される。	道路交通法第77条	イベントのため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。	2		平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資するイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出し、イベント等の円滑な実現に貢献することとしている。なお、道路使用許可申請の手続に要する経費である道路使用許可申請手数料については、許可事務手数料であり、道路利用の対価ではないので、必要な事務経費を下回る減免を都道府県の条例で定めるのは困難ではないかと考える。				
会津若松市	地域再生マネージャー制度等を活用した観光振興	1043	1043010	010080	地域再生マネージャー制度の導入等	国の地域再生マネージャー制度を活用したマネージャーを配置や、フィルムコミッション事業における道路使用許可等の容易化・迅速化などによる会津地域の自然景観・観光資源を活用。新たな人材の投入による経営戦略の再構築、地域の活性化をめざす。	地域再生マネージャー制度の活用により地域の観光振興の再生の鍵を握る旅行業界の実務経験者等専門家である同マネージャーの配置。温泉地域におけるサービス向上、旅行プランの設定、温泉療養、PRの強化などによる活性化。フィルムコミッション事業における専門家の配置。観光事業者への新たな経営戦略の提供等を行なえる人材の配置を推進し、地域の活性化を図る。	会津地域においては、本年、NHK大河ドラマ「新選組!」の放映や野口英世博士が新千円札としての登場、JRデスティネーションキャンペーンの決定など、会津地域は全国的に注目を集めている時期であるといえる。これを千載一遇の機会として捉え、後年における強固たる観光基盤を築くためにも、地域の先導役ともなりうる地域再生マネージャーが必要である。また、景気の低迷が続く現状において観光関連事業者等にマネージャーを派遣し、建て直しを図ることは重要といえる。	道路交通法第77条	映画ロケのため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。	2		平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資する映画ロケに伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出し、映画ロケの円滑な実現に貢献することとしている。	映画撮影のための道路使用許可については、特に許可までに長期間を要する場合は多いとの指摘があるが、貴庁の通達は、こうしたケースにも対応しているものと解してよいか、回答されたい。	2		平成15年度中に発出する通達においては、地域活性化に資する映画ロケに伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化することとしており、これにより映画ロケに伴う道路使用について地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化が図られることを通じて、映画ロケに伴う道路使用許可についての事前相談から許可までに要する期間の短縮も図られるものと考えている。
福島市	オープンカフェの設置による地域再生計画	1119	1119020	010090	道路の使用の許可申請に係る手続の容易化・迅速化	スムーズな施設の有効活用を図るため、道路の使用の許可申請に係る手続の容易化・迅速化を図る。	オープンカフェを設置することにより、中心市街地の賑わいを創出することで、経済の活性化と雇用の拡大を行う。	現在オープンカフェ設置の希望があるが、利用手続きが煩雑で、設置されるに至っていない。	道路交通法第77条	オープンカフェの設置のため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。	2		平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資するオープンカフェを含めたイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出し、オープンカフェを含めたイベント等の円滑な実現に貢献することとしている。				
愛知県新城市	DOS地域再生プラン(Do outdoor sports)	1236	1236010	010100	創意工夫を生かしたイベントの実施により賑わいを創出	県道・市道・林道の道路使用許可の容易化・迅速化	ラリー・モトクロスの大会開催のため道路使用	許可条件が厳しく許可までに日数を要する。	道路交通法第77条	ラリー等のため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。	2		林道等を管理者から借り上げ、これを一般交通に供しない状態にした上で行うラリー等については、道路使用許可の対象外であり、既に実施されている例もみられるところである。これに対して、一般交通の用に供する道路においてラリー等を行う場合は、道路使用許可が必要であるが、これについては、平成15年度中に、都道府県警察に対し、カーレースに伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出することとしている。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 「措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
新城市	「今夜は街に出かけよう」構想	1237	1237030	010110	道路使用許可手続きの簡素化	イベント等の行事開催時の道路使用手続きを簡素化する。	対象地域の商店街組合が通行止め等を計画した場合は、届出だけで済むようにする。	中心商業地周辺は、バイパス道路が整備されており、通行止めにより大きな影響を受けるのは、同地域の商業者らに限られるため、道路使用の決定は地域の事情にフレキシブルに対応できることが望まれる。	道路交通法第77条	イベント等のため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。	3		車両の通行止め等の交通規制は、交通管理の専門的な知識、責任を有する警察が、交通の状況、迂回路の有無、周辺の交通規制の実施状況等を踏まえて実施する必要があり、また、届出だけでは、著しく交通の妨害となる行為が道路上で行われるおそれがあることから、商店街組合が通行止め等を計画した場合の道路使用許可を届出に替えることはできない。なお、平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資するイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出し、イベント等の円滑な実現に貢献することとしている。				
神奈川県	国際観光県「かながわ」推進構想	1285	1285070	010120	映画等の撮影に関する手続きの簡素化	フィルムコミッション推進のため、道路、海岸等の使用許可申請等の手続きの簡素化	県内での撮影を促進するために、市町村のフィルムコミッションと連携し、映画等の媒体による神奈川県の情報の発信を図る。	映画等の撮影の際、道路等の使用許可の事務が煩雑である。	道路交通法第77条	映画ロケのため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。	2		平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資する映画ロケを含めたイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出し、映画ロケを含めたイベント等の円滑な実現に貢献することとしている。	映画撮影のための道路使用許可については、特に許可までに長期間を要する場合は多いとの指摘があるが、貴庁の通達は、こうしたケースにも対応しているものと解してよいか、回答されたい。	2		平成15年度中に発出する通達においては、地域活性化に資する映画ロケに伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化することとしており、これにより映画ロケに伴う道路使用について地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化が図られることを通じて、映画ロケに伴う道路使用許可についての事前相談から許可までに要する期間の短縮も図られるものと考えている。
浜松市	世界都市浜松・地域経済振興構想	1287	1287010	010130	商業利用を可能とする公共空間の占有、使用主体及び占有、使用施設等の緩和	占有・使用許可の緩和 ・ 占有、使用主体の拡大(管理者、地方公共団体が適切と認める団体等) ・ 占有施設の制限緩和(地域経済の活性化を目的に賑わいを創出する施設) ・ 占有許可の期間の制限の緩和(占有施設が地域における目的達成のための期間を占有期間と設定する。)	公共空間及び公共施設において、商業利用が可能となるよう、施策の集中・連携及び弾力的な運用をし、アムニエメント施設や集会所の設置、及び施設内における民間事業者の参入を図る。 地域経済の活性化のため、都市公園における民間事業者の参入を図る。 新清掃工場水泳場においては、PFI手法により事業を進めているところであるが、一部が都市公園に当たるため、施設への民間事業者参入が困難な状況にあり、弾力的な運用をさせていただきたい。 地域経済の活性化のため、道路、河川敷等の空間における民間事業者の参入を図る。	公共空間の利用については、利用者、利用内容、利用期間等制限があり、活用が困難である。地域の賑わいづくりに活用できるスペースとして、また、民間活力を導入して、より魅力ある空間を形成し、多くの市民が訪れることは、事業地のみならず、地域経済への波及効果は多大なものとなる。	道路交通法第77条	イベント等のため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。	2		平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資するイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出し、イベント等の円滑な実現に貢献することとしている。また、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、その許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用が図られるよう措置する。				
飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	1311	1311060	010140	・ イベント開催時における道路：河川使用許可等の簡素化	・ 地域の宝を活かしたイベント開催において道路：河川使用許可等の簡素化をお願いしたい。	・ 各地区での祭り、あるいは河を使ったイベント、市でおこなうイベントなどで道路又は河川を使用するさいの許可申請の簡素化をお願いしたい。	・ イベント開催において道路使用、あるいは河川使用のためには多くの煩雑なそして期間のかかる許可が必要であるが、地域イベントを開催し、交流人口を拡大するためには、緩和が必要。	道路交通法第77条	イベント等のため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。	2		平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資するイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出し、イベント等の円滑な実現に貢献することとしている。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 「措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
浜松市	世界都市浜松・中心市街地活性化構想	1369	1369010	010150	商業利用を可能とする公共空間の占有、使用主体及び占有、使用施設等の緩和	占有・使用許可の緩和 ・占有、使用主体の拡大(管理者、地方公共団体が適切と認める団体等) ・占有施設の制限緩和(中心市街地の活性化を目的に賑わいを創出する施設) ・占有許可の期間の制限の緩和(占有施設が地域における目的達成のための期間を占有期間と設定する。)	中心市街地活性化のため、市河川新川上流の敷地を開放してある空間を利用し、賑わい及び安心、安全に回遊できる空間を創出する。 構造規模 鉄骨造平家建 延べ面積約2,000㎡ 構成 店舗部分 約1,000㎡ 通路(モール部分)約1,000㎡ 実施時期 平成17年度建設、平成18年度開業 実施主体 (仮)はまつDIO(浜松版TMO) 効果 賑わいの創出 話題性と集客力により周辺商業地との相乗効果が期待される。 中心市街地活性化のため、道路(歩道)において、気軽に立ち寄れるくつろぎ空間を創出する。(オープンカフェ等の実施) 構造等 ベンチ、テーブル等を設置(必要に応じて飲食ブースを設置) 実施時期 週末に実施(予定) 実施主体 (仮)はまつDIO(浜松版TMO) 効果 くつろぎ空間を創出することにより、各商業施設への回遊性を高める。 中心市街地活性化のため、公園等(広場を含む)において、	公共空間の利用については、利用者、利用内容、利用期間等制限があり、活用が困難である。中心市街地内にある公共空間では、賑わいづくりに活用できるスペースとして、また、民間活力を導入して、より魅力ある空間を形成し、多くの市民が訪れることは、事業地のみならず、中心市街地全体への波及効果は多大なものとなる。	道路交通法第77条		2	平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資するイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出し、イベント等の円滑な実現に貢献することとしている。また、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、その許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用が図られるよう措置する					
北海道滝川市	商業都市の再生	1390	1390010	010160	道路使用許可の円滑化、交通規制の緩和	地元商店街などが行う中心市街地活性化イベント等における現行道路占有許可や道路使用許可等の規制緩和	郊外型商業集積では提供できない独自の魅力づくりのために各種イベント等確立を中心市街地におけるメインロードで積極的に行いたい。	道路の活用については、道路占有許可や道路使用許可が必要なため、これら手続きの迅速化が図られ、地域の賑わい効果も大きい。	道路交通法第77条			2	平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資するイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出し、イベント等の円滑な実現に貢献することとしている。				
香川県	かがわ賑わい創出構想	2016	2016040	010170	フィルムコミッション事業実施にかかる道路使用許可の迅速、簡素化	映像製作を行う際の、道路使用許可を簡素化するとともに、許可に係る日数を短縮させる。	本来、映像製作にあたり、もっとも時間と手間を要する道路等の使用許可申請を簡素化、迅速化させ、ロケの行いやすいまちをPRすることを、特に香川ロケに際して、一度、使用許可された道路に関しては、リスト化することで、書類等の簡素化、許可の迅速化を図る。	本県は、他の自治体にさきがけ、フィルムコミッション事業を実施しており、支援実績をあげているところである。映像製作にあたり、ロケ撮影を短期間で行うことを、制作サイドは望んでおり、フィルムコミッション事業を推進する上で、警察等との連携のもと、道路使用許可の簡素化、迅速化は最大の課題である。	道路交通法第77条	映画ロケのため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。		2	平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資する映画ロケを含めたイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出し、映画ロケを含めたイベント等の円滑な実現に貢献することとしている。	映画撮影のための道路使用許可については、特に許可までに長期間を要する場合は多いとの指摘があるが、貴庁の通達は、こうしたケースにも対応しているものと解してよいか、回答されたい。	2	平成15年度中に発出する通達においては、地域活性化に資する映画ロケに伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化することとしており、これにより映画ロケに伴う道路使用について地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化が図られることを通じて、映画ロケに伴う道路使用許可についての事前相談から許可までに要する期間の短縮も図られるものと考えている。	
神戸市	神戸国際集客観光都市構想	2024	2024010	010180	ロケーションにおける道路占有許可の簡素化	道路におけるロケーションについては、道路交通法第77条第1項第4号により、警察署長の許可を受けなければならないこととなっているが、煩雑な手続き、資料の提出を求められることが多く、許可を受けるまで時間がかかる。また、許可を受けられないケースもある。そこで、あらかじめ指定されたエリア、ルートについては、事前に許可基準を定め、その基準を満たす場合には即時に許可を受けられることとする。	ロケーション撮影のために許可手続きが簡略化された「ロケーション・ルート」(神戸大橋、浜手バイパス等)、「ロケーション・エリア」(旧居留地、北野等)ロケーション・ビルディング(税関、裁判所等)を設定することにより、映像制作者に魅力あるロケーション環境を提供することができ、ロケーション撮影誘致の大きなインセンティブとなり、ロケーション撮影誘致件数の飛躍的な増加が見込まれる。	道路におけるロケーション撮影については、道路交通法第77条第1項第4号により、警察署長の許可を受けなければならないこととなっているが、煩雑な手続き、資料の提出を求められることが多く、許可を受けるまでに相当の時間を要するだけでなく、許可を受けられないケースも多々ある。ロケ地を決定するのに多大な時間を要し、さらにはシナリオの変更を余儀なくされることもあり、ロケ地の決定が容易になる。また、道路へのロケーション撮影については、道路使用者への事前周知が課題となることが多いが、エリア、ルートが指定されることにより、ロケーション撮影実施の認知が高まり、事前周知の効果も期待できる。また、国立の施設については、国有財産法第18条第3項の規定により、施設管理者の判断により、撮影の許可を受けることとなるが、許可についての明確な基準がないため、道路と同様の問題点があるが、許可基準を明確化することにより、手続きの簡素化が図れる。	道路交通法第77条	映画ロケのため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。		2	道路使用の可否は、地域住民や道路利用者等の意見を踏まえつつ、公益上又は社会慣習上の要請と交通の安全と円滑への影響とを総合的に勘案し、個別具体の事情に照らして判断すべきものであり、あらかじめ画一的な許可基準を定めることは困難ではあるが、同一場所、類似形態の行為については、より迅速な許可手続を行うこととしている。なお、平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資する映画ロケを含めたイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出し、映画ロケを含めたイベント等の円滑な実現に貢献することとしている。	映画撮影のための道路使用許可については、特に許可までに長期間を要する場合は多いとの指摘があるが、貴庁の通達は、こうしたケースにも対応しているものと解してよいか、回答されたい。	2	平成15年度中に発出する通達においては、地域活性化に資する映画ロケに伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化することとしており、これにより映画ロケに伴う道路使用について地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化が図られることを通じて、映画ロケに伴う道路使用許可についての事前相談から許可までに要する期間の短縮も図られるものと考えている。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 「措置等の分類の見直し」	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
三重県	観光による地域再生	2058	2058060	010190	道路占有許可、道路使用許可の弾力化	特定の地域について観光振興を目的としたまちの景観形成を促進するため道路占有許可申請(道路法32条関係)および道路使用許可(道路交通法第77条)について両手続きの統合、届け出制への移行などの簡素合理化を行う。	街路のオープンカフェやフィルムコミッション活動の活性化等を行う。	県内には地元の合意のもと古い町並みを残し、優れた景観の形成に努力している地域が数多くあるが、道路の占有が規制されているため街路を町並みの一部として活用することが難しく、自由な発想に基づいた地元の取組の妨げとなっているため。	道路交通法第77条	オープンカフェ・映画ロケのため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。	2	道路使用許可と道路占有許可の両方が必要な場合については、一方の窓口一括して申請できる制度の活用を促進させるなどとして、一層の簡素合理化を図る。なお、届出だけでは、著しく交通の妨害となる行為が道路上で行われるおそれがあることから、道路使用許可を届出に替えることはできない。	映画撮影のための道路使用許可については、特に許可までに長期間を要する場合は多いとの指摘があるが、貴庁の通達は、こうしたケースにも対応しているものと解してよいか、回答されたい。	2		平成15年度中に発出する通達においては、地域活性化に資する映画ロケに伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化することとしており、これにより映画ロケに伴う道路使用について地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化が図られることを通じて、映画ロケに伴う道路使用許可についての事前相談から許可までに要する期間の短縮も図られるものと考えている。	
兵庫県・西宮市	芸術文化あふれるまちづくり構想	2099	2099090	010200	公共空間の活用円滑化	道路使用許可申請、道路占有許可申請及び飲食店営業許可申請等の容易化・迅速化等の支援	駅前広場、歩道、公園等の公共空間におけるパフォーマンス、パレード、ミニコンサート等のイベント実施	街なかの公共空間を有効活用し、地域に賑わいの創出と芸術文化の振興に役立てる。	道路交通法第77条	イベント等のため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。	2	平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資するイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を発出し、イベント等の円滑な実現に貢献することとしている。					
伊丹	伊丹郷町再生構想	2148	2148020	010210	2. 道路法、道路交通法の主旨への対応	2. 道路法に規定する内容のうち、イベント等の使用や、それに伴う駐車場の設置等を交通の支障がない限り認めるものとする。また、TMOが行う臨時的な店舗の設置も認める。	道路として、補助を受けた範囲のうち一部を除外し、イベント広場とする。にぎわいづくりの中で、TMOが露店の設置を含め、歩行者天国を臨時的に設置する。	警察の一時使用許可の条件緩和	道路交通法第77条	イベント等のため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。	2	平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資するイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を発出し、イベント等の円滑な実現に貢献することとしている。					
愛媛県	しまなみ海道住民参加の手づくり観光振興(観光・交流・まちづくり)構想	2151	2151020	010220	イベント等による賑わいの創出	イベント開催時の道路(自動車専用道路を含む。)や海岸・河川占用の申請の簡略化 フィルムコミッション推進のため、自動車専用道路上での停車禁止除外や自然公園区域内の自然海浜・河川区域内にロケセット(仮設構築物)を設置する際の許可基準の緩和	【具体的な取組み】 道路(自動車専用道路を含む。)や海岸・河川などを活用したイベントができるようになるよう手続きを簡略化する。映画やテレビ撮影などの際には自動車専用道路内で停車して撮影することを可能にする。また、自然公園区域内や河川区域内にロケセットを設置するについては、その許可基準を緩和する。 【効果】 集客効果の増大に伴う観光入込み客の増 ロケ地としてのしまなみ海道の魅力向上	観光入込み客の増加を図るためには、起爆剤として適時におけるイベント開催が効果的であるが、当地域はしまなみ海道自体が観光資源であること、また海や河川といった地域に賦存する豊かな自然を活用したイベントが効果的であることから、イベント開催時の道路(自動車専用道路を含む。)や海岸・河川占用の申請の簡略化が求められる。 映画やテレビ撮影などでは、橋上や自然海浜での撮影が不可欠なシーンがあり、自動車専用道路上での停車禁止除外や自然公園区域内の自然海浜・河川区域内にロケセット(仮設構築物)を設置する際の許可基準を緩和することにより、ロケ地としてのしまなみ海道の魅力が向上し、観光客誘致に大きな効果を発現する。	道路交通法第77条	イベント・映画ロケのため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。	2	平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資する映画ロケを含めたイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を発出し、映画ロケを含めたイベント等の円滑な実現に貢献することとしている。なお、他の車両が通行している自動車専用道路で停車して撮影する行為は危険であると考えらる。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 「措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答	
北九州市	小倉都心・門司港レトロ地区集客活性化事業	2083	2083020	010230	道路使用許可基準の緩和	道路区域内におけるイベント等は、所轄警察署長の道路使用許可が必要である。しかし、交通の安全と円滑を確保する制度であることから、地域的な例外を認めないなど、民間事業者等が企画する賑わいづくりに対して許可基準が厳しい部分もある。オープンカフェや朝市など定期的又は長期にわたる道路使用など、許可基準の緩和をお願いする。	道路敷地内におけるイベント、オープンカフェや朝市など、定期的又は長期にわたる道路を利用した民間事業者による占用(項目と地域を限定)を許可できるようにする。 公共空間として道路を積極的に民間開放することで、集客拠点としての魅力の向上が図られ、域内外からの集客に寄与する。	中心市街地には、歩行者や車両の通行の支障が少ない道路空間が多く存在しており、この空間を最大限、民間に開放することが集客活性化の重要な課題となっている。道路管理者、警察、地域住民等利用者が事前にルール決めを行った活動に対しては、より迅速に許可することが必要である。	道路交通法第77条	イベントのため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。	2		道路使用の可否は、地域住民や道路利用者等の意見を踏まえつつ、公益上又は社会慣習上の要請と交通の安全と円滑への影響とを総合的に勘案し、個別具体の事情に照らして判断すべきものであり、既にそのような制度になっている。また、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、その許可に際し一層弾力的な透明性の高い運用が図られるよう措置する。なお、平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資するイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出し、イベント等の円滑な実現に貢献することとしている。					
個人	ひなボンポリと天領夜祭	3028	3028010	010240	贈りボンポリと天領夜祭	従来の観光課提案による観光協会経由のイベントではなく、地域住民が提案し、地域の力で行なう地域主体のイベントとして、特別予算を組んでいただきたい。さらに使用する道路が警察や河川管理局の管轄であり、特段の配慮をいただきたい。	1、贈りボンポリ2000個×500円=100万円 2、宣伝広告費50万円 3、道路使用許可	1、夜間のイベントで新しい消費層を狙う 2、宿泊につながる高単価な商品開発 3、飲料業界への好影響	道路交通法第77条	イベント等のため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。	2		平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資するイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出し、イベント等の円滑な実現に貢献することとしている。					
福島商工会議所	中心市街地活性化イベントの規制緩和	3035	3035010	010250	中心市街地活性化イベントの規制緩和	中心市街地活性化を目的とした地域のイベントを実施する場合、道路の使用及び飲食店の出店にかかる許可を緩和し、地域経済の活性化を図る。	中心市街地で実施されるイベントについて、道路使用及び飲食店の営業に関して、一元的な許認可と迅速化を実施することにより、イベントを実施しやすくなることにより、中心市街地の賑わいが創出される。	現在の制度では、協認可の条件が厳しく、時間とコストが負担となり、活発なイベントの実施が困難となっている。	道路交通法第77条	イベントのため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。	2		道路使用の可否は、地域住民や道路利用者等の意見を踏まえつつ、公益上又は社会慣習上の要請と交通の安全と円滑への影響とを総合的に勘案し、個別具体の事情に照らして判断すべきものであり、既にそのような制度になっている。また、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、その許可に際し一層弾力的な透明性の高い運用が図られるよう措置する。なお、平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資するイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出し、イベント等の円滑な実現に貢献することとしている。					
別府八湯竹瓦倶楽部	別府八湯湯治場再生及び別府八湯竹瓦温泉路地裏散策エリア設定計画(別府温泉・路地裏再生プロジェクト)	3098	3098010	010260	道路使用許可の緩和	路地裏は道路にあたるため、イベント開催にはその都度、道路交通法第77条第1項に基づく道路使用許可を受けなければならない。しかしながら、道路使用許可には一週間程度の期間が必要である上、実際に許可が受けられるか否かの見通しが立ちにくく、イベント開催のハードルを高める要因になっている。そこで、別府竹瓦温泉エリアにおいては、公共交通に支障をきたさない範囲内(使用するエリアの面積、道路数等で客観的基準を設定)で行われる年間イベントについて、警察署長の包括的な許可を受けられることができるようにし、個別には警察署長に事前に届け出ることで道路の使用ができるようにする。	竹瓦温泉路地裏エリア(別府市中心市街地商店街)【イベント】 4月・温泉まつり(駅前通りや周辺道路)、6月・オンパク(温泉前通り等)、 8月・浴衣でピンポン大会参加者8000人(温泉前通り等)、 夏祭り盆踊り大会他(駅前通り周辺)、 10月・オンパク、路地裏文化祭 平成14・15年度参加者2万人程度(温泉前通り等)、 12月・クリスマスファンタジア会場まちかど音楽会、忘年会シーズン北浜通り歩行者天国(温泉前通り等) 【ウオ・キング関係】 路地裏散歩 毎日開催	現状ではイベント開催の都度、道路使用許可を受けなければならない。道路使用許可には一週間程度の期間が必要である上、実際に許可が受けられるか否かの見通しが立ちにくく、イベント開催のハードルを高める要因になっている。 年間を通して交通規制の申請を行うことで、関係機関へあらかじめ交通規制の予告ができ、スムーズに実施できる可能性が高い。また、エリア内における通過交通や違法駐車等をゆるやかに規制できる効果が見込める。さらに、高齢者や観光客が安心して歩ける地域であるとの認識が生まれ、歩行者に優しい地域づくりの協力体制の構築が見込まれる。	道路交通法第77条	イベントのため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。	5		道路使用の可否は、地域住民や道路利用者等の意見を踏まえつつ、公益上又は社会慣習上の要請と交通の安全と円滑への影響とを総合的に勘案し、個別具体の事情に照らして判断すべきものであり、既にそのような制度になっている。また、同一場所、同一形態の行為について、一定の期間、包括的に申請を受けることもできるので、所轄警察署と相談していただきたい。なお、平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資するイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出し、イベント等の円滑な実現に貢献することとしている。	提案者の要望は、年間イベントについての包括的な許可を求めているものであるが、これについて実現可能か、回答されていない。	3・5		イベント等に伴う道路使用許可については、警察署長が、イベント等を実施しようとする場所の交通の状況やイベント等の態様に応じて、個別具体的にその可否を判断の必要があり、場所や形態が異なるイベント等については年間を通じて包括的な許可申請を受けることはできないが、同一場所、同一形態の行為について、一定の期間、包括的に申請を受けることは可能であるので、所轄警察署と相談していただきたい。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 「措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
神戸市	神戸国際集客観光都市構想	2024	2024030	010270	自転車法の「自転車等」の対象拡大	自転車法で規定している「自転車等」について、道交法上の自動二輪車を加えることにより、自治体が放置された自動二輪車を撤去することを可能にする。	自転車法の「自転車等」の定義に自動二輪車(125cc以下)を加え、自治体による撤去権限を与える。 ・自治体は条例改正を行い、放置禁止区域内の放置自動二輪車も撤去できることとする。 ・自治体は自転車等の撤去にあたって、自転車・原付・自動二輪を一斉に撤去する事が可能になり、放置の無い状況を維持することが出来る。	・現行の自転車法では、「自転車等」は道交法上の自転車・原付と規定されており、このため自動二輪車については自治体の撤去等の規制権限が及ばない。 ・このため、駅前等の放置自転車等の撤去を行った際に、自転車・原付が撤去されても、自動二輪が残ることにより再び自転車等の放置を誘発する、などの問題を生じている。			7		「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。))は、自転車利用における交通事故の増加、自転車の無秩序な放置の増大等を背景として制定・改正されたものであり、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に關し基本的な事項を定めるとともに、地域の自主性に基き、具体的な撤去等の措置について地方公共団体の条例に委ねることを内容としているだけである。したがって自転車法は地方公共団体が行う自動二輪車への措置をなららなければならず、地方公共団体は、その自主性に基き条例を定めて自動二輪車の撤去措置等を実施できると考える。また、放置時自転車の撤去等は、自転車法第5条第6項のとおり、条例をはじめとする他の「法令の規定」に基づき、地方公共団体が撤去に努めるべきこととされていることから、同法第2条第2号に規定する「自転車等」の定義に自動二輪車を加えても、自転車法それ自体が放置自動二輪車の撤去の根拠規定とはなりえない。なお、例えば川崎市のように、地方公共団体が地域の実情に応じて放置自動二輪車を撤去対象とする条例を制定している事例も複数ある。				
江戸川区	区道上の放置自動車早期撤去処分構想	1188	1188010	010280	区と警察の連携を強化し放置自動車の早期撤去処分を実現する。	区と警察の協力・連携内容の明確化・義務化の実現 駐車違反と放置自動車の概念の明確化 区道上の放置自動車の撤去処分の前提となる警察の「廃棄認定」についてその認定基準の簡素化・早期認定化	現在、放置自動車を区が撤去処分するためには警察の「廃棄認定」が必要となっている。(道路法第44条の2)そして警察による「廃棄認定」を受けて区が放置自動車を撤去処分する。この一連の手続きの迅速化が図られる。	現在、放置自動車を区が撤去処分するためには警察の「廃棄認定」が必要となっている。(道路法第44条の2)そして警察による「廃棄認定」を受けて区が放置自動車を撤去処分する。この一連の手続きの迅速化が図られる。	上記要望で指摘されている「廃棄認定」については、法令上の制度ではないが、「交通の障害となっている路上放置車両の処理方法について」(建設省道交発第25号平成5年3月30日付け通達)に対する警察の対応については、(警察庁丁都交発第79号、丁交指発第370号、丁刑企発第201号、丁生環発第266号平成11年12月1日付け通達)に基づき、道路管理者からの廃棄認定車両判定協議の申		5	いわゆる路上放置車両の処理に関し、路上放置車両が「廃棄車両」に該当するか否かの判断については、道路管理者と警察との間でなされる廃棄車両判定協議により行うこととされている。上記の協議については、道路管理者から警察署長に対し、道路管理者と警察署長との間で判断するに当たっての指針を策定することが可能であり、本要望については、現行の取扱いにより実現可能である。					
古殿町	流鶴馬の里づくりによる地域再生計画	1364	1364010	010290	観光地の標識、案内板等の様式統一化	本町を訪れる観光客の利便性向上のため、標識、案内板等の様式を統一する。	本町には景勝地、歴史的施設等の観光地が各所に存在するが、観光客への利便性向上のため、様式を統一する。	本町の案内標識は、現在統一性が無いため、観光客に不便を来しており、統一様式の案内標識に変える必要があるため。			6	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第4条第1項により、案内標識は道路法による道路管理者が設置するものとしている。					
犬山市	犬山市城下町新生構想	1009	1009020	010300	景観形成地区の道路標識の規格に伴う施策の利便性の向上等	本市は、街なみの保全及び育成、その他都市の景観を維持及び創造し、もってゆとりと潤い、愛着と活力のある美しいまちを実現することを目的として、平成5年に都市景観条例を整備している。特に中心市街地である城下町地区は、都市景観重点地区の指定とともに助成制度を活用し、その形成に努めているところであり、都市計画道路の見直しと共に、電線類の地中化や道路美装など現在積極的に推進している。しかし、電線類は地中化などによって現行の施策によって対応可能であるが、道路上の交通標識は周景と不調和のまま存在することとなる。画一的な景観標識を付加することにより、都市景観に配慮した個性的な街なみの整備が可能となる。	一方通行、進入禁止、速度制限など様々な標識が街に溢れ、歴史的街なみ形成を阻害している。他方、規制標識は日常生活にとって不可欠であることも事実である。そこで、一定エリアを定め、当該地区内は、視覚的に著しく相違する場合を除き、歴史的街なみに合った標識を設置することを可能とするか、もしくは、現規格(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令)に、全国画一の景観標識を付加することにより、都市景観に配慮した個性的な街なみの整備が可能となる。	現行の施策においては、電線類は地中化などにより都市景観の形成を図ることとなっているが、道路上の交通標識は周景と不調和のまま存在することとなる。画一的な標識ではなく、歴史的街なみに合ったものが立てられるよう、施策の利便性の向上並びに各種施策の連携を求める。画一的な標識ではなく、歴史的街なみに合ったものが立てられることによって、個性的な街なみ形成が可能となる。	道路交通法第4条	都道府県公安委員会は、信号機又は道路標識等を設置、管理して道路における交通の規制をすることができる。	3	規制標識は、運転者に交通規制の内容を認識させるために設置するものであるところ、規制標識が景観に溶け込んだものとされ、運転者による規制標識の視認性が悪化し、その結果、交通規制の実効性が失われ、道路交通の安全と円滑に重大な支障を生ずるおそれがある。また、特定地域の規制標識の様式が他の地域のもの異なることになれば、他の地域からその特定の地域に進入した運転者が交通規制の内容の理解を誤り、その結果、交通規制の実効性が失われ、道路交通の安全と円滑の確保に重大な支障が生ずるおそれがある。さらに、現在の規制標識の様式に全国画一の景観標識を付加することとすれば、同一の規制内容を示す2種類の様式の規制標識が多数設置され、運転者を混乱させるおそれがある。	景観に配慮した個性的な街なみの整備という提案の趣旨を踏まえ、要望が実現できないが、再度検討し、回答されたい。	3	規制標識を景観に溶け込んだものとするにより規制標識の視認性が悪化することや、新たな様式の景観標識を設置することによりドライバーが規制内容を誤認するおそれがあることなどを考慮すると、規制標識を景観に溶け込んだものとする。こととすれば、他の地域からその特定の地域に進入した運転者が交通規制の内容の理解を誤り、その結果、交通規制の実効性が失われ、道路交通の安全と円滑の確保に重大な支障が生ずるおそれがある。さらに、現在の規制標識の様式に全国画一の景観標識を付加することとすれば、同一の規制内容を示す2種類の様式の規制標識が多数設置され、運転者を混乱させるおそれがある。		

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 「措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	1279	1279030	010310	交通バリアフリーの促進に対する支援	圏域全体のバリアフリー化を促進するため、国土交通省等の各種支援策を広域的・集中的に実施する。	圏域の公共施設(水戸駅等圏域内の各駅、道路、路線バス、その他公共施設等)のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を短期間で実施する。	それぞれ策定する交通バリアフリー法に基づく基本構想は、市町村それぞれが策定している。これを圏域で策定することにより、広域的なバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が可能になる。また、国土交通省等の補助・融資制度は数多くあるが、これらを条件を緩和した上で、集中的に実施することにより、圏域全体のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化が短期に促進する。	高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律	本法に基づき旅客施設及びその周辺の道路等に係るバリアフリー化の推進に係る基本構想が平成15年12月末日までに112の市町村で策定されており、都道府県公安委員会は、市町村の基本構想に即して、バリアフリー対応型信号機等の整備を行っている。	5		交通バリアフリー法に基づく基本構想については、複数の市町村が共同して策定することも可能である。また、基本構想に即したバリアフリー対応型信号機等の整備については、引き続き推進することとしている。				
愛知県、豊橋市、蒲郡市、田原市、御津町	国際自動車産業交流都市	1352	1352060	010320	国における外国人に対する諸政策の一本化	三河港地域を構成する自治体には、外国人が多く居住し、自動車産業に勤務する者も多い。外国人との共生は今後のこの地域の重要な課題であるが、外国人に関わる各種制度が関係府庁により個別に運営されているため、外国人にとって不便である。そこで、入国管理をはじめとして査証許可や医療・保険・教育等の外国人に共通する施策について国において窓口を一元化するなど総合的な対応を図る。これにより、在住外国人も日本人と同様に生活し働ける多文化共生社会を整備することで、在住外国人の日本における長期的生活設計が可能となり、不動産の購入や教育支出など経済効果が期待できるとともに、外国人の企業による雇用の増大が期待できる。	国において、多文化共生推進のための基本方針の策定や、それを実現するため諸課題に取り組む下記の府庁間の調整を行うための統括窓口を設置する。 入国・在留審査・管理(法務省) 査証発給(外務省) 日本語教育、子女教育(文部科学省) 医療保険、年金、雇用管理(厚生労働省) 地方自治体への支援等(総務省) 不法滞在者・治安対策(警察庁)	外国人の長期滞在化・永住化傾向が高まっており、地域の一員として生活すること、教育・保険・医療など現行の法制度では対応しきれない多くの問題が発生している。また、国においてこれら外国人の長期滞在化・永住化に対応する基本方針が明らかでなく、対応する総合窓口等も存在しないため、地方公共団体においてこれらの問題への対応が困難となっている。	警察法を始めとする各種法令等	警察においては、警察法に定められたその責務を果たすべく、その権限に従い、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕等の各種警察活動を行っている。	2		警察においては、「38. 制度等の現状欄」に記載のとおり、捜査体制の充実・強化、関係機関とのより緊密な連携等の施策を推進することにより、来日外国人による事件の検挙、犯罪の未然防止に努めているところであり、今後とも治安の維持・向上に努めていく。	提案者の要望は、外国人に対する諸政策一本化のための、省庁間の調整を行うための統括窓口設置を要望しているものであり、これについて検討し、回答されたい。	3		個々の外国人に対する「相談窓口」の設置については不可能ではないと考えられるものの、個々具体的な制度、すなわち31欄の「うち、警察業務のごときものは、外国人や日本人の区別なく行われているものであり、外国人に特化した「窓口の一本化」にはなじまないものと考えられる。なお、警察においては、捜査体制の充実・強化のほか、関係機関と緊密な連携による各種施策の推進に努めており、今後ともその充実に努めることとしているところである。
愛知県	あいち・なごやモノづくり産業振興構想	1354	1354040	010330	国における外国人に対する諸政策の一本化	名古屋圏には、外国人が多く居住しているが、外国人との共生は今後のこの地域の重要な課題であるが、外国人に関わる各種制度が関係府庁により個別に運営されているため、外国人にとって不便である。そこで、入国管理をはじめとして査証許可や医療・保険・教育等の外国人に共通する施策について国において窓口を一元化するなど総合的な対応を図る。これにより、在住外国人も日本人と同様に生活し働ける多文化共生社会を整備することで、在住外国人の日本における長期的生活設計が可能となり、不動産の購入や教育支出など経済効果が期待できるとともに、外国人の企業による雇用の増大が期待できる。	国において、多文化共生推進のための基本方針の策定や、それを実現するため諸課題に取り組む下記の府庁間の調整を行うための統括窓口を設置する。 入国・在留審査・管理(法務省) 査証発給(外務省) 日本語教育、子女教育(文部科学省) 医療保険、年金、雇用管理(厚生労働省) 地方自治体への支援等(総務省) 不法滞在者・治安対策(警察庁)	外国人の長期滞在化・永住化傾向が高まっており、地域の一員として生活すること、教育・保険・医療など現行の法制度では対応しきれない多くの問題が発生している。また、国においてこれら外国人の長期滞在化・永住化に対応する基本方針が明らかでなく、対応する総合窓口等も存在しないため、地方公共団体においてこれらの問題への対応が困難となっている。	警察法を始めとする各種法令等	警察においては、警察法に定められたその責務を果たすべく、その権限に従い、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕等の各種警察活動を行っている。	2		警察においては、「38. 制度等の現状欄」に記載のとおり、捜査体制の充実・強化、関係機関とのより緊密な連携等の施策を推進することにより、来日外国人による事件の検挙、犯罪の未然防止に努めているところであり、今後とも治安の維持・向上に努めていく。	提案者の要望は、外国人に対する諸政策一本化のための、省庁間の調整を行うための統括窓口設置を要望しているものであり、これについて検討し、回答されたい。	3		個々の外国人に対する「相談窓口」の設置については不可能ではないと考えられるものの、個々具体的な制度、すなわち31欄の「うち、警察業務のごときものは、外国人や日本人の区別なく行われているものであり、外国人に特化した「窓口の一本化」にはなじまないものと考えられる。なお、警察においては、捜査体制の充実・強化のほか、関係機関と緊密な連携による各種施策の推進に努めており、今後ともその充実に努めることとしているところである。
浜松市	世界都市浜松・中心市街地活性化構想	1369	1369020	010340	まちづくりに応じた交通政策への支援体制の確立	横断歩道、交通規制標識等をはじめとする道路施設の設置は、交通安全・円滑の観点から、道路交通法及び道路法により、公安委員会と調整を図ることとされている。しかし、道路交通に関する市民からの要望は、市へ寄せられ、そこから地元警察へ要望する場合が多く、地域住民と一体となった交通政策が図られにくい状況にある。現在のまちづくりの主流となっている、誰にもやさしいまちづくりの観点から、住民意見を反映させるため、道路施設の設置・廃止にかかる、パブリックコメントやパブリックコメントなど協議の場の設置を進めるとともに、道路においてもまちづくりの方針や将来像を加味した施策に対応した、歩行者空間のより一層のユニバーサルデザイン化を推進するための支援をお願いする。	道路空間の回遊性の向上のため、歩行者導線の連続性や歩きやすさを創出させるために、中心市街地に横断歩道を設置するなど歩行者環境の改善を図る。《横断歩道設置希望箇所》 主要地方道浜松停車場線 松葉前 国道152号 市役所前 主要地方道浜松停車場線 郵便局前	都道府県公安委員会は、信号機又は道路標識等を設置、管理して道路における交通の規制を実施している。計画区域内における道路施設の設置・廃止については、今後とも公安委員会と継続して協議をお願いするが、本市はすべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進めていることから、協議に住民意見も含めた方法を採用するなど、円滑な事業推進を図る。	道路交通法第4条	都道府県公安委員会は、信号機又は道路標識等を設置、管理して道路における交通の規制をすることができる。	5		道路交通に関する要望は、各都道府県警察のホームページ等において、道路標識・標識等に関する国民の意見を受け付けるシステムとして道路標識意見箱(標識BOX)が平成元年から設けられている。また高齢者や身体障害者等の方も含め、様々な人の意見を吸収し、誰もが安心して利用できる道路交通環境をつくりを行い、交通の安全を確保することを目的とした交通安全総点検を平成9年から実施しているところである。さらに、平成15年7月から、構造改革特区制度に基づく特例措置として、地方公共団体が構造改革特別区域計画の認定を受けた場合は、地域住民、道路利用者、地方公共団体の職員、警察、道路管理者等から構成される協議会が作成したまちづくりの計画に基づき、当該計画の対象区域において、高齢者、身体障害者等を含めた歩行者が安心して通行することのできる道路交通環境を整備するための交通規制を行うこととしているところである。各都道府県警察が窓口となったこれらの取り組みにより、国民の意見を交通規制に反映させている。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 「措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
浜松市	世界都市浜松・ユニバーサルデザイン構想	1370	1370010	010350	ユニバーサルデザインを考慮した交通体系への支援・協力	道路施設の設置は、交通の安全・円滑の観点から、道路交通法及び道路法により、公安委員会と調整を図ることとされている。歩行者空間のより一層のひろ化を推進するための支援として、まちづくりの方針や将来像を加味した施策への対応をお願いするとともに、誰にもやさしいまちづくりの観点から住民意見を反映した道路施設(横断歩道・交通規制標識等)の設置及びユニバーサルデザイン化を推進する。	歩行者が平面交差できないことが歩行者の回遊性を阻害しているため、主要な歩行ルート上に横断歩道を設置するとともに、既設の立体横断施設(地下道、歩道橋など)との併用による連続性ある平面移動を実現する。ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、歩行者導線の連続性や歩きやすさを創出するために、道路の平面交差化や段差の解消、休憩所の設置など歩行者環境の改善に向けた整備を推進する。また、道路法、道路交通法にユニバーサルデザインの視点を加える。	中心市街地は、歩行者通行量が多いにもかかわらず、公安委員会との協議の中で、まちづくりの方向性及び将来像よりも、交通の安全・円滑の観点から歩車分離の道路設計が進められ、車両優先となっているのが現状である。本市は、すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進めていることから、目的地まで安全で快適な移動を可能とする、道路の歩行環境整備を求めている。	道路交通法第4条	都道府県公安委員会は、信号機又は道路標識等を設置、管理して道路における交通の規制をすることができる。	5	道路交通に関する要望は、各都道府県警察のホームページ等において、道路標識・標示等に関する国民の意見を受け付けるシステムとして道路標識意見箱(標識BOX)が平成元年から設けられている。また高齢者や身体障害者の方も含め、様々な人の意見を吸収し、誰もが安心して利用できる道路交通環境づくりを行い、交通の安全を確保することを目的とした交通安全総点検を平成9年から実施しているところである。さらに、平成15年7月から、構造改革特区制度に基づく特例措置として、地方公共団体が構造改革特別区域計画の認定を受けた場合は、地域住民、道路利用者、地方公共団体の職員、警察、道路管理者等から構成される協議会が作成したまちづくりの計画に基づき、当該計画の対象区域において、高齢者、身体障害者等を含めた歩行者が安心して通行することのできる道路交通環境を整備するための交通規制を行うこととしているところである。各都道府県警察が窓口となったこれらの取り組みにより、国民の意見を交通規制に反映させている。					
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039070	010360	国合同庁舎建設のための省庁間の調整	各地方機関の合同庁舎の早期建設のための各府省庁間の調整。	各地方機関の施設・敷地の狭小化の解消を図るため、中心市街地への合同庁舎建設。	地方機関が市内各所にバラバラに存在しており、また、施設・敷地の狭小化が課題となっている。			6		当庁単独による回答は不可能				
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066100	010370	サイン設置の一本化	交通看板、観光看板を国・県・町、民間にこだわらず設置及びそのデザインを一本化する。	関係各機関や民間との協議により、新規サイン設置の際には費用分担等を行うことで交通規制看板、観光案内看板等の共同利用ができるようにする。またデザインも統一し自然景観にマッチした趣味的な観光のイメージアップを図るとともに、安全で安らぎのある歩行空間を創出する。	現状では交通規制看板、観光案内看板等の乱立やデザインの不統一で、景観への悪影響や歩行者の妨げになっている。これを一本化し景観にマッチした分りやすく安全なものに改善する必要がある。	道路交通法第4条	都道府県公安委員会は、信号機又は道路標識等を設置、管理して道路における交通の規制をすることができる。	3	規制標識等は、運転者に交通規制等の内容を認識させるために設置するものであるところ、規制標識等を他の看板等と一本化するという意味が必ずしも明らかではないが、運転者による規制標識等の視認性が悪化し、その結果、交通規制の実効性が失われ、道路交通の安全と円滑に重大な支障を生ずるおそれがある。また、県内において、規制標識等の様式が他の地域のものとなることとなれば、県外から来た運転者が交通規制の内容の理解を誤り、その結果、交通規制の実効性が失われ、道路交通の安全と円滑の確保に重大な支障が生ずるおそれがある。	景観に配慮した個性的な街なみの整備という趣旨を踏まえ、要望が実現できないが、再度検討し、回答されたい。	3	規制標識等を他の看板等と一本化するという意味が必ずしも明らかではないが、規制標識を景観に溶け込んだものとするにより規制標識の視認性が悪化することや、異なる様式の規制標識を設置することによりドライバーが規制内容を誤認する恐れがあることなどを考慮すると、景観に溶け込んだ規制標識の設置や既存の規制標識と異なる様式の柱については、道路標識の視認性を悪化させない限り、景観に配慮した色彩を用いることは可能であり、また、道路標識の裏面についても、道路標識として使用されていない場合は、景観に配慮した色彩を用いることは可能である。		
長野県	コモンスの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	1070	1070040	010380	交流型事業に係る無資格・無許可有償輸送の特例	公共交通機関の未発達な地域で、宿泊者を自家用車で交流型事業実施場所へ輸送する場合に道路交通法の第2種免許及び道路運送法の許可の適用除外とする。	ウォーキング、トレッキング、登山、サイクリング、グリーンツーリズムなどは公共交通機関が未発達な地域で行われることが多いから、宿泊場所から交流型事業実施場所への輸送等を自家用車で可能にする。このことにより来訪者にとって利便性は高まり来訪者の増加が期待できると共に、当該地域の住民の多くが交流型事業に参加でき、また、報酬を得ることによって地域経済の活性化に資する。	現状は、料金を取る場合には、道路交通法の2種免許と道路運送法の事業許可が必要であるが、これらが不要になれば、地域の誰でもが、来訪者に応対することができる。この結果、来訪者にとって利便性は高まり円滑な交流型事業が可能となり、来訪者が増える。		6	自家用自動車による有償輸送を規制しているのは、道路運送車両法であり、道路交通法ではない。						
長野県	コモンスの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	1070	1070060	010390	宿泊施設、体験施設等における観光案内(白タク)の特例	公共交通機関の未発達な地域において、宿泊施設及び体験施設の職員等が、その利用者に対して有償で、周辺の観光案内を行う場合、または、自らの施設までの送迎を行う場合の輸送について、道路交通法の第2種免許及び道路運送法の許可の適用除外とする。	宿泊施設及び各種体験施設の職員等は、その多くが地域の状況に精通している。これらの者が自家用車で周辺の観光案内を行うことにより、より深く地域の自然・文化等を伝えることができ、来訪者への満足度も高め、リピーターの増加にもつながると期待される。	宿泊施設及び体験施設を利用した来訪者が、さらに深くその地域の自然・文化等についても知りたい、体験したいというニーズがあった場合などに、当措置の活用があると思われる。特に来訪者が学生などの場合は、交通手段の問題もあるため、当該措置が有効と思われる。		6	自家用自動車による有償輸送を規制しているのは、道路運送車両法であり、道路交通法ではない。						

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 「措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
月館町	国有施設の開放・有効活用による地域再生計画	1082	1082010	010400	国の機関・施設、遊休国有地等の利活用規制の緩和	国の機関・施設、遊休国有地等の利活用を図り、その使用に当たっての規制を大幅に緩和する。	国の機関・施設、遊休国有地等は、自由に使えることを市区町村や住民にPRする。その使い方やアイデアは住民に委ねる。当然、管理上問題ないよう、義務も負ってもらっては当然である。申告許可制でなく、届出制で。	おそらく、現状は「私的」なものには使用させないであろうし、申請主義で、その内容も「あれ出せ、これを添付しろ、期間がどうの、内容が」とか事細かで、結局なんやかや「使用させない」方向に持っていかけているのでは。役所は問題がないほうが楽だから、地域再生を目指すからには、多少のリスクは必要。住民活動支援、性善説で。			6		国有施設等の使用について規定した国有財産法等は当庁の所管ではないので、一次的に回答できる立場にない。				
美浜町	自助・自立の地域、そして町づくり	1302	1302050	010410	パラグライダー(エンジン付き)の飛行制限	パラグライダー(エンジン付き)の飛行制限	パラグライダー(エンジン付き)の飛行制限	町の地場産業である観光、特に夏の海水浴客は、地元観光業者の努力にもかかわらず年々減少している。それらを側面から援助するため、パラグライダーの飛行を制限する規制を新たに設けていきたい。			6		パラグライダーによる飛行に関する規制は、当庁の所管ではない。				
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039060	010420	国の各地方機関の行政管轄区域の統一	市内における国の各地方機関の行政管轄区域の統一する方針の決定と統一までの期限の設定。	合併に伴う新市域内で行政管轄区域を統一することの政府の方針決定を求めるとともに、これが迅速に行われるために期限の設定を行う。	合併後の新市の一体性の強化や住民の利便性の向上を図るため、これらの管轄区域を同一にすることが必要である。	警察法第53条 警察法施行令第5条		6		警察法第53条、警察法施行令第5条により、警察署の管轄区域は、各都道府県が人口、他の官公署の管轄区域、交通、地理その他の事情を参照して決定しており、市町村合併に伴う対応についても、都道府県警察の判断により対応しているものである。				
松山市	『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想	2044	2044030	010430	自治体提案の「(仮称)市無電柱化推進計画」に基づく電線類地中化5ヵ年計画の策定	従来の道路管理者毎の計画から都市計画としての戦略的な自治体提案型計画にシフトし、効率的かつ効果的な地中化整備を推進する。	自治体が短中期(概ね10年以内)の地中化路線計画を提案し、国・県の道路管理者と調整後、「(仮称)市無電柱化推進計画」を策定し、その後、ブロック別電線類地中化協議会において決定する仕組みにする。	都市景観の整備は、本来自治体が目指していく都市像の構築の骨格を構成する要素であるため、自治体が計画調整することが望ましい。特に、都市観光を振興する本市の景観整備においては、短期集中投資による経済効果が見込まれるものと考えている。			6	提案に係る支援措置について、当庁が所管する制度では該当するものがない。					
加世田市	人と自然の「往来」地域再生構想	2097	2097040	010440	特殊自転車の一般公道における通行を可能とする関係法令の特例措置	市町村長が認めた指定期間及び指定区域内において、特殊自転車(2人乗り自転車及びペダルタクシー等)の一般公道での通行を可能とする道路交関関係法令の特例措置	本地域で実施するイベントの区域内及び指定したサイクリングコース内における特殊自転車(2人乗り自転車及びペダルタクシー等)の走行。	一般公道を使用したイベントやサイクリング等の事業を実施した場合、自転車の一般公道への乗り入れは普通自転車に限定されることから、参加者は健康者に限定され、幼児や高齢者、心身障害者等の参加を阻害している。 イベント等において、安全性を確保したうえで一般公道においても特殊自転車の乗り入れを可能にすることにより、本市が推進する自転車を活用したまちづくりへの取り組みが容易となり、本地域の活性化が図られる。	道路交関法第63条の3 道路交関法第57条第2項 道路交関法施行規則第9条の2		8	道路交関法上、普通自転車(車体の大きさ及び構造が総理府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車)の基準を満たさない自転車であっても、自転車の通行方法に従い、道路を通行することは可能であり、「自転車の一般公道への乗り入れは普通自転車に制限される」というのは事実認定である。いわゆる二人乗り自転車やペダルタクシーについても、軽車両の乗車人員の制限を定めた各都道府県の公安委員会規則の範囲内で認められる。なお、道路交関法上、普通自転車は一定の歩道を通行できるなどの特例が認められることから、普通自転車の基準は、歩道の幅員、自転車の利用の実態等を勘案して定めており、普通自転車の基準を満たさない自転車につき、普通自転車と同様の特例を認めることは、道路交関法上の危険防止の観点から認められない。					
水屋グループと西東京市役所防災課との共同提案(現在進行中)	日本の新しい防災対策強化ならびに、地域住民の防災への意識改革地元商工業の活性化及び構造改革。	3057	3057010	010450	各市の公共施設に備える飲料水整備を図る為自治体レベルでの予算支援	各市における財源不足による防災予算が取れない為、防災整備の遅れが目立ちます。地域住民の意識改革や酒販店の意識改革及び構造改革の促進のためにも必要最低限の支援措置を考慮願います。日本における地下水の汚染、緊急井戸に指定されている場所でも飲用不適が目立ち、緊急時の安全な飲用水の確保がこの先必ず不足していくことでしょう。対策整備には時間が相当かかるので国よりならんかの対策を願います。	西東京市と西東京市小売酒販組合との協力協定書を添付しておりますが、地域ありとあらゆる場所に最低1400箱のピュアウォーター18%箱入りを用意するものとし、ランニングストックという一切無駄のない体制整備が実現いたします。この事業の理念は、意識改革な主な事業ですがペットボトル等のゴミ問題、減量化、資源の再利用、再活用も念頭に置き、地域住民のリサイクル活動の促進や飲用水の重要性なども普及していくためです。	基本概念は、公共施設及び、地域住民各家庭における飲用水の確保は事業者負担、各家庭負担を願っております。しかし意識改革にはそれ相当の期間を有するためいち早く体制整備を図る為、住民の目立つ場所だけでも備えていく必要性はあると思います。			6	飲料水確保のための各自治体の予算措置については当庁の所管業務の範疇ではなく、意見を述べる立場にない。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 「措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答		
別府八湯竹瓦倶楽部	別府八湯湯治場再生及び別府八湯竹瓦温泉路地裏散歩エリア設定計画(別府温泉・路地裏再生プロジェクト)	3098	3098050	010460	風俗営業法の改正	旅館業は風俗営業法に基づき風俗営業に含まれるものとして取り扱われ、同法3条第1項の許可を得なければならないが、同法第4条第2項の営業制限地域(施行令第6条の基準に従って各都道府県の条例により病院の周囲の区域が指定)に所在する場合には新たに許可できないこととされている。しかし、古くから滞在型の温泉治療・療養(湯治)の場として賑わってきた別府八湯では、この営業制限に該当するような病院と旅館の混在が多く、これらの旅館が病院の風紀を乱すような実態はない。これらの旅館の多くが厳しい経営環境下で廃業も見込まれている中、廃業後もこれらの旅館が新たな経営者を得て再生することができるよう、営業制限地域についても一律に新たな許可を禁止するのではなく、風紀を乱すような業態のみの以	旅館の多くが厳しい経営環境下で廃業も見込まれている中、廃業後もこれらの旅館が新たな経営者を得て再生することができるよう、営業制限地域についても一律に新たな許可を禁止するのではなく、風紀を乱すような業態のみの以	旅館の多くが厳しい経営環境下で廃業も見込まれている中、廃業後もこれらの旅館が新たな経営者を得て再生することができるよう、営業制限地域についても一律に新たな許可を禁止するのではなく、風紀を乱すような業態のみの以	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号、同法第4条第2項第2号、同法施行令第6条、同法施行条例(大分県)第3条第1項、同法施行条例施行規則第2条	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号、及び同法第4条第2項第2号、同法施行令第6条、同法施行条例(大分県)第3条第1項、同法施行条例施行規則第2条	8		旅館内において設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食させる場合は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号に規定する営業(以下「2号営業」という。)の許可が必要となるが、旅館業そのものは風俗営業ではなく、同法の規制を受けない。 風俗営業については、清浄な風俗環境の保持、公共の福祉の観点から必要最小限度の設置規制をしているが、この設置規制の基準については、地域の特性を反映させるため条例に委任しており、同法により地域を限定して規制緩和を行うことはこの趣旨に反する。 なお、病院からの距離規制は条例で定められている。						
辰口町(能美市)	商業・観光と農業が共生した新市の循環型新拠点づくり構想	1366	1366030	010470	案内標識、信号機設置の補助金化	・標識のデザインを統一化や都市計画道路整備等に伴う信号機設置に補助金をいただきたい	・新市誘導看板、施設案内看板、施設看板等のデザイン、配置位置等を検討するサイン計画の策定及び設置工事。 ・道路管理者による信号機の設置	新市誕生に伴い、調和のあるまちづくりを進めるために各町が設置している誘導看板や観光看板等のデザインを統一し、新たに設置する必要がある。合併特例債の措置が講じられているが、地方の財政状況にも配慮いただき、新たな補助制度を要望する。 また、道路交差点における信号機の設置については、県公安委員会が行なうことになっているが、予算の関係でなかなか設置していただけないのが現状である。そこで、交通事故防止の観点から、道路管理者による信号機の設置とその財源の措置について要望する。		都道府県公安委員会は、信号機を設置し、及び管理して、道路における交通の規制をすることができる。	7		道路管理者による信号機の設置については、構造改革特区第4次提案事項である。						
大阪府、GIS大規模空間データ官民共有化推進協議会	官民連携の測量基盤の整備と活用	2038	2038010	010480	民間主体で整備・更新される地図を公共測量成果扱いとする等	【一定の要件を満たす民間事業者が行う測量について公共測量と同等の取り扱いとなるよう測量法第5条もしくは47条を改正する】 産官学が連携し、公共測量作業規程と同等の品質を確保できるような、地図、図面の作成ルール、更新ルールの策定を行い、民間主導の事業主体による図面の作成、更新を行ったものを、自治体が公共測量の成果と同等のものとして扱えるようにする。【測量法第45条に基づく届出に係る手続き内容の簡素化】 測量法の公共測量に関する事項について、国土地理院が民間企業などからの申請手続き・内容を簡略化し、迅速な対応を行うようにする。また、道路管理者と道路占有者間の申請手続きである道路占有許可申請、道路管理者と所轄警察署間の警察協議、道路占有者と所轄警察署間の申請手続きである道路使用許可申請の手続きを重複した図書の作成をせずに、円滑に実施できるようにする。そのために道路占有許可申請、警察協議、道路使用許可申請の3つの業務が連携する仕組みの構築と共通で利用できる図書の作成に関するルールの策定する。さらに、民間企業による行政システムの開発、運用を行う。	産官学の連携により、大阪府版の公共測量作業規程を改正し、この規程に基づいて地図の作成を実施する事業主体を設立し、地図の作成を行う。自治体は、この主体が作成した地図を活用する。また、協議、申請の主体である民間企業が中心となる事業主体によるシステムの開発、運用を行う。	電子納品、電子申請の施策が実施されており、デジタル化された精度の良い図面の交換、流通が促進される環境にあり、これらのデータの活用によって整備コストの削減を図り、データの作り手である地域の中小企業のIT利用の促進、活性化を図る必要がある。そのためにも、自治体で利用する法定図書を従来の公共測量に基づいた手法で作成せず、民間によって作成したものを活用できる環境が必要である。また、申請者は、同一の図面を複数作成して、個別に申請している。そのためコストは、利用者である住民の負担となっている。そのため、手続きの効率化、コストの削減を図る必要がある。さらに、自治体が申請システムを構築しているが、利用者のニーズを満足しているものになっているとは限らない。利用者の主体的な参加によって、システムの陳腐化の防止、行政コストの削減、サービスの向上が期待できる。	道路交通法第77条	工事、作業等のため道路を使用する者は警察署長の許可を受けなければならない。	2		道路使用許可と道路占有許可の両方が必要な場合については、一方の窓口一括して申請できる制度の活用を促進させるなどとして、一層の簡素化を図る。また、道路使用許可の申請については、その電子化を図るため、都道府県警察に対して、電子申請に係るシステムの整備を要請しているところである。						
株東京リーガルマインド	「民間事業者」の範囲	3078	3078010	010490	民間委託先を株式会社等の事業法人に限定	行政サービスの委託先を普通法人に限定し、民間事業者による入札・プロポーザルによるコンペティションを通じて、リーズナブルな行政サービスを実施する。	民間活力による地域経済の活性化を実現させるため				6		各自治体の条例等の規定によるアウトソーシングについて、国の機関である当庁が意見を述べる立場にない。		3	提案主体が根拠法令としてあげている「各自治体の条例等」は単なる例示であり、貴庁が行っている行政サービスの民間委託について、要望が実現できないか、検討し回答されたい。	当庁が行う行政サービスについて、具体的にどのような民間委託要望があるか定かでないが、もし、要望等が寄せられた際は、その実現可能性について個別具体的に検討することとなる。		

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 「措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答	
岐阜県	公共バス優先市街地活性化対策(「コミバス」作戦)	1164	1164010	010500	各種バスに係る国庫補助制度の統合・充実・弾力的運用・要件緩和	(国庫補助制度の統合) 交通結節点改善事業、特定交通安全施設等整備事業、バス利用促進等総合対策事業、へき地児童生徒援助費等補助金、医療施設等設備整備費補助金、在宅福祉事業費補助金、身体障害者保護費補助金の統合 (国庫補助制度の充実) 対象施設の統合化、補助金の財源として道路特定財源の活用、コミュニティバスに係る車両購入や運行経費も既存補助金の補助対象経費とすること (国庫補助制度の弾力的運用) スクールバスと福祉バスに係る住民利用について、その運用基準の緩和 (国庫補助制度の要件緩和) 国庫補助対象となる交通結節点改善事業の乗降客数要件の大幅緩和、特定交通安全施設等整備事業における駐車台数規模要件の大幅緩和、バス利用促進等総合対策事業に係る補助対象地域要件(例:人口3万人以上の都市)の大幅緩和	地域再生のために新たにもつつけられる支援措置を利用して、県内において、住民・NPO・バス事業者・市町村・県等が連携し、自主運行バス、福祉バス、スクールバスの効率的・効果的運用の妨げとなっており、地域再生のためにこれらを改善していただくことが、地域における公共交通網の充実ひいては地域経済活性化につながるから。	補助金適法性の確実な運用、さらには細分化される各種バスの効率的・効果的運用の妨げとなっており、地域再生のためにこれらを改善していただくことが、地域における公共交通網の充実ひいては地域経済活性化につながるから。	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律		3		都道府県公安委員会が行う特定交通安全施設等整備事業は、信号機、道路標識、交通管理センター等の設置等に関する事業を確実に実施するためのものであり、他の事業と統合することは適当ではない。					
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066060	010510	・イベント実施時の管理権限の移譲 ・イベント実施時の許認可事務手続きの簡略化と窓口の一元化	・イベント実施時に限り、必要となる様々な許認可については町に管理権限を移譲する。 ・イベント実施時に限り、それらに関する許認可事務手続きを簡略化し申請窓口を一元化する。	イベント実施時に限り町・県が管理する公共施設の管理権限を町に移譲することや、その事務手続きを簡略化や窓口を一元化することで、地域の活性化や交流人口の拡大を図る。	形状変更を伴わないイベント等による一時的利用においても、占有あるいは使用許可等が求められる。また、道路使用許可を求めると、県と警察の双方に書類を提出するなど、手続きが煩雑で多くの時間を取られる。地域や民間によるイベントでの利用を促進するため、これを容易とする。	道路交通法第77条		2・3		道路使用許可は、車両通行止め等の交通規制と一体となって、交通の安全と円滑を確保するための制度である。交通管理の責任を有する警察が、その専門的な知識を活用し、使用される場所の道路交通の状況を踏まえながらその可否を判断する必要がある。交通管理の責任、知識を有しない警察以外の機関に道路使用許可の権限を委ねることはできない。道路使用許可と道路占用許可の両方が必要な場合については、一方の窓口に一括して申請できる制度の活用を促進させるなどして、一層の簡素合理化を図ることとする。なお、平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資するイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出し、イベント等の円滑な実現に貢献することとしている。					
枚方市	淀川ウォーターフロント賑わい創出構想	2140	2140020	010520	道路占用手続の簡便化と許可条件等の緩和	枚方市駅周辺の歩行者専用道路では、市民の往来も多く、自作の音楽活動等が自然発生的に行われている実態がある。このような活動を周辺整備のソフト施策と連携したなかで位置付けを行い、たれもが気軽に利用できるにぎわい空間を創出する。	枚方市駅と市役所を結ぶ歩行者専用道路は、植木市や七夕祭り、地方物産展や福祉団体によるリサイクルマーケットなどに利用されているが、手続上、気軽に出来るものではない。また、道路の維持管理を適切に行うためにも一定のルールづくりとボランティア支援などが必要であり、川に向かってまちづくりのなかで路線選定や空間整備を行う。	歩行者専用道路の整備促進を行い、歩いて回遊できる空間と都市的魅力のあるにぎわいある空間の創出のため、道路占用許可や使用許可基準の緩和を提案する。	道路交通法第77条		5		道路使用の可否は、地域住民や道路利用者等の意見を踏まえつつ、公益上又は社会慣習上の要請と交通の安全と円滑への影響とを総合的に勘案し、個別具体の事情に照らして判断すべきものであり、既にそのような制度になっている。なお、平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化に資するイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出し、イベント等の円滑な実現に貢献することとしている。					
兵庫県・篠山市	陶芸文化の郷づくり構想	2100	2100040	010530	道路標識等の様式の多様化	道路標識のうち、著名地点を示す案内標識について、地域の個性・特色に応じた標識の設置を認める。	地域内を地域の個性・特色を反映した案内標識の統一	地域内を地域の個性・特色を反映した案内標識の統一強化が図れ、地域のまちづくりが活性化される。	道路交通法第4条	都道府県公安委員会は、信号機又は道路標識等を設置、管理して道路における交通の規制をすることができる。		6	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第4条第1項により、案内標識は道路法による道路管理者が設置するものとしている。					
長崎県	東アジアとの観光交流計画	2121	2121050	010540	道路案内標識へのローマ字以外の併記の可能化	現在、道路の案内標識は、目的地名をローマ字併記することと決められているが、本県においては、中国や韓国からの観光客も多く、ローマ字に加え、韓国語などの記入の要望も大きい。このため、ローマ字に加え、地域の要望に合わせた外国語標識についても可能とし、特定交通安全整備事業においても実施可能としていただきたい。	道路案内標識にローマ字以外の外国語表記を行う。	現状においては、道路案内標識の目的地名は、日本語とローマ字のみの併記であり、それ以外のものは表記できないようになっているので、外国語併記を行い、外国人にわかりやすく、優しい街というイメージアップにつなげる。	道路交通法第4条	都道府県公安委員会は、信号機又は道路標識等を設置、管理して道路における交通の規制をすることができる。		6	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第4条第1項により、案内標識は道路法による道路管理者が設置するものとしている。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 「措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答				
綾瀬市	交流とにぎわいのあるまちづくり	1105	1105030	010550	オムニバスタウンの整備による施策の集中	バス利用促進等総合対策事業による施策の集中 具体的には31番に掲げる事業を実施するため、オムニバスタウン整備総合対策事業、交通システム対策事業、個別対策事業を活用する。	オムニバスタウン整備計画の策定 コミュニティバスの導入 ノンステップバスの導入 停留所施設改良 バスベイ整備	鉄道駅のない本市にとって、バス交通に対する市民の要望は高く、重要な公共交通機関としてバス交通を位置付け、バス路線の整備の推進を図っている。 中心市街地形成を進めている中で、中心市街地への交流促進と交通不便地域の解消のため、オムニバスタウン計画を策定し、既存バス路線においては、ノンステップバスの導入策を図るなど、利便性の向上を図るとともに、既存バス路線からの買い物客の誘導や中心市街地への足の確保のために、コミュニティバスの導入を進めていきたい。これら、バス網充実のための施策を集中的に実施することにより、地域経済の活性化と地域再生の実現を図る取り組みとして、提案する。	オムニバスタウン構想実施要綱		5	オムニバスタウンは、コミュニティバスの導入、バスロケーションシステム整備等の利用者利便の向上に資する施策や交差点改良、バス専用・優先レーンの整備、PTPSの整備等バスの走行環境改善に資する施策を総合的に組み合わせてバスを中心とするまちづくりを推進しようとするもので、これまでに全国11都市を指定し、各都市の様々な取り組みに対し、国土交通省(自動車交通局、道路局)及び警察庁が連携して重点的な支援を行っている。						オムニバスタウン構想実施要綱(平成9年5月30日付け警察庁交通局長、運輸省自動車交通局長、建設省道路局長通達)に基づき、バスの走行環境の改善や利便性の向上等が図られる一定の事項が定められ、かつ、ひと・まち・環境にやさしいバス交通の実現が見込まれるオムニバスタウン計画を作成した市町村について、当該市町村の申請に基づき、国が支援措置を講ずることが適当と認めるものをオムニバスタウンとして指定する。			
茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	1273	1273080	010560	交流情報発信拠点の整備	道の駅等の制度を活用した地域振興拠点施設の整備への支援	圏央道江戸崎IC(仮称)周辺地区等において、地域の特産品販売や加工体験、総合的な観光PR等の機能をもつ広域的な交流情報発信拠点の整備を図る。	地域の情報発信を効果的に行うため、本地域の交通の要衝となる箇所において、道の駅関連の制度を活用して、交流情報発信拠点整備を検討している。			6		茨城県に確認したところ、ご提案の本旨は道の駅を整備したいとのことであるが、道の駅は道路管理者が交通安全施設等整備事業により整備するものであり、当庁所管事項ではない。								
長野県	コモন্ズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	1070	1070050	010570	交流型事業に係る無資格・無許可有償輸送の特例	公共交通機関の未発達な地域で、宿泊者を自家用車で交流型事業実施場所へ有償輸送する場合に道路交通法の第2種免許及び道路運送法の許可の適用除外とする。	ウォーキング、トレッキング、登山、サイクリング、グリーンツーリズムなどは公共交通機関が未発達な地域で行われることが多いから、宿泊場所から交流型事業実施場所への輸送等を自家用車で可能にする。このことにより来訪者にとって利便性は高まり来訪者の増加が期待できると共に、当該地域の住民の多くが交流型事業に参加でき、また、報酬を得ることによって地域経済の活性化に資する。	現状は、料金を取る場合には、道路交通法の2種免許と道路運送法の事業許可が必要であるが、これらが不要になれば、地域の誰でもが、来訪者に応対することができる。この結果、来訪者にとって利便性が高まり円滑な交流型事業が可能となり、来訪者が増える。			6	自家用自動車による有償輸送を規制しているのは、道路運送法であり、道路交通法ではない。									
長野県	コモন্ズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	1070	1070070	010580	宿泊施設、体験施設等における観光案内(白タク)の特例	公共交通機関の未発達な地域において、宿泊施設及び体験施設の職員等が、その利用者に対して、周辺の観光案内を行う場合、または、自らの施設までの送迎を行う場合の輸送について、道路交通法の第2種免許及び道路運送法の許可の適用除外とする。	宿泊施設及び各種体験施設の職員等は、その多くが地域の状況に精通している。これらの者が自家用車で周辺の観光案内を行うことにより、より深く地域の自然・文化等を伝えることができ、来訪者への満足度も高め、リピーターの増加にもつながると期待される。	宿泊施設及び体験施設を利用した来訪者が、さらに深くその地域の自然・文化等についても知りたい、体験したいというニーズがあった場合などに、当措置の需用があると思われる。特に来訪者が学生などの場合は、交通手段の問題もあるため、当該措置が有効と思われる。			6	自家用自動車による有償輸送を規制しているのは、道路運送法であり、道路交通法ではない。									

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 「措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277190	010590	スマートICの整備基準等の配慮・交流情報発信拠点整備への支援	スマートICについて、交通渋滞の緩和や時間短縮の他、交流の拡大など地域振興面にも配慮した整備方針・基準を検討する。 また、道の駅等の制度を活用した地域振興拠点施設の整備について支援する。	首都圏からのマイカーやバス等による本地域へのアクセス及び域内回遊性の向上を図るため、筑波山方面への交通の要衝である常磐自動車道千代田PA付近へのスマートICの誘致や、地域の特産品販売や加工体験、総合的な観光PR等の機能をもつ広域的な交流情報発信拠点の整備について併せて検討する。	常磐自動車道土浦北IC・千代田石岡IC間を併走する国道6号の区間は渋滞が特に著しいことから、筑波山や霞ヶ浦方面への回遊性を向上させるため、2つのICの間にある千代田PAへのスマートICの誘致や、それと併せた地域の情報発信を効果的にを行うための交流情報発信拠点整備を検討している。			3		スマートICについては、新たなIC形式であるため、交通安全上の問題点等について、今後、国土交通省と検討することとしている。	提案者は、スマートICの誘致について要望しているが、これについて検討し、回答されたい。			ICの建設計画については、国土交通省において検討されるべきものであり、当庁が回答することはできない。
加世田市	人と自然の「往来」地域再生構想	2097	2097020	010600	サイクリングコースの道路標示を可能とする関係法令の特例措置	一般公道を管理する道路管理者及び公安委員会が認めたサイクリングコースについて、普通自転車等が通行すべき部分の道路標示を可能とする道路関係法令の特例措置	一般公道におけるサイクリングコースの道路標示の実施。 (自転車専用道路及び道路交差法第63条の4第2項に定める歩道部分の道路標示を含む。)	観光客等の利便性の向上を図るため、貸し自転車施設を整備し、観光スポットや名所・旧跡を結んだサイクリングコースを設定しているが、土地感のない観光客にとってはパンフレットや案内板等だけでは解かりづらいのが現状である。 サイクリングコースを一般公道に表示することにより、本市が推進する自転車を活用したまちづくりへの取り組みが容易となり、本地域の活性化が図られる。	道路交差法第4条	都道府県公安委員会は、信号機又は道路標識等を設置、管理して道路における交通の規制をすることができる。	5		都道府県公安委員会は、現行の道路交通法に基づき、道路標示により、自転車通行帯を設け、又は歩道上の自転車が通行すべき部分を指定することができる。また、道路上に道路交差法に基づく道路標示以外の標示を設ける場合は、道路交差法に基づく道路標示の効用を妨げないようにする必要があるので、所轄警察署に相談していただきたい。				
四日市市	地区間交流活性化事業	2157	2157010	010610	踏切道改良に係る踏切統廃合の廃止	踏切道の改良(拡幅)に際して、管理者である鉄道事業者と協議を行うが、法的には義務になっていないものの、踏切の統廃合が絶対条件として提示される。 この統廃合の条件については、鉄道事業者の承認ではなく、国(運輸局)の強力な指導があり、統廃合なことが、ひいては踏切の改良(拡幅)ができないのが現状である。 このため国の統廃合の指導・許可制度を廃止する。	地域コミュニケーションをより強化するために、円滑な自動車交通の実現、及び歩行者や自転車のより安全な空間を実現する。このため踏切道の改良を進める。特に本市富田・富州原地区では四日市北郵便局や北警察署、大規模商業施設が富州原地区に、一方、近鉄富田駅や既存商店街は富田地区にあり、相互を結ぶ市道にあるJR関西本線、三岐鉄道の踏切幅員が狭く、地区間交流の支障となっている。 このため、本踏切を拡幅して相互交流の活性化、ひいては地域の活性化を図る。	踏切道改良に際して法的には義務になっていないものの、鉄道事業者からは踏切の統廃合が絶対条件として提示され、廃止踏切が無い場合は協議にもならない。鉄道管理者は踏切を無くすることが安全につながるの考え方だと思うが、街づくりの観点から踏切の廃止は地域分断を余儀なくする。このため、踏切統廃合の指導廃止を提案する。	踏切事故防止総合対策について(平成13年4月19日交通対策本部決定)	警察は、踏切道の統廃合の促進等について、関係機関に対し、交通警察の立場から必要な意見を申し出ることとしている。	3		踏切事故は一度発生すると甚大な被害や列車の遅延・遅延をもたらす上、現状において、鉄道事故全体の半分を占める。このため、立体交差化や構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるよう関係機関に意見を申し出ること、道路交通の安全と円滑を確保する上で必要であると考えている。				
石川県	外国人観光客の誘致促進	1053	1053010	010620	外国人観光客の誘致促進	外国人観光客に対する入国審査の簡素化、迅速化 海外における観光誘客宣伝の展開	中国人観光客の訪日旅行査証の解禁地域の拡大 解禁-北京市、上海市、広東省(H12.9) 予定-天津市、遼寧省、山東省、江蘇省、浙江省 解禁予定地区の早期実現 観光ビザの全面的な解禁及び免除 外国人観光客に対する入国審査等の簡素化、迅速化 小松空港、能登空港での手続き 海外における観光誘客宣伝の展開 VJCの積極的な展開	地域においては、誘客促進のための観光地整備やもてなしの推進などの受け地整備を進めるが、海外からの誘客宣伝など発信側における取組みについては、地方としては財政的に限度がある。 国においては、訪日手続きの簡素化やVJCなどによる誘客PRを積極的に推進願いたい。	-	-	5		日中双方で制度の通用改善に取り組み、失業者等の諸問題に対して効果的な対策を講じ、その効果を検証した上で、検討を進めることとする。ただし、中国国民の訪日団体に対する査証発給に関しては、団体観光旅行における指定旅行業者以外の業者による引率、目的外国人等との紛れ込み事業、成りすましによる旅券不正取得等の問題があり、これに対する中国側の改善措置が十分にとられていないことや、来日中国人による犯罪が、不法入国者のみならず留学生等の適法滞在者によっても散見されている事実があるため、対象地域の拡大には、慎重な検討が必要である。				
富山県	とやまの観光資源活性化プロジェクト	1292	1292020	010630	中国からの観光客を誘致するため、中国から日本への観光旅行の査証(ビザ)免除の実施	中国との国際観光交流を一層促進するため、中国から日本への観光旅行の査証(ビザ)免除の実施を求めるもの。 特に、次の地域について、格段の配慮を要望する。 1 平成12年9月から訪日団体観光旅行への観光ビザ(査証)が発給されている、上海市、北京市、広東省	中国との国際観光交流を一層促進するため、中国から日本への観光旅行の査証(ビザ)免除の実施を求める。 特に、次の地域について、格段の配慮を要望する。 1 平成12年9月から訪日団体観光旅行への観光ビザ(査証)が発給されている、上海市、北京市、広東省	1 観光産業は、雇用の創出や消費の拡大を促進し、21世紀における成長産業として期待されているところである。特に現下の厳しい経済情勢において、外国人観光客の誘致を促進し、国際観光の振興を図ることが期待されている。 2 こうしたなか、著しい経済発展を続け、本県から国際定期便が就航する中国について、日本への観光旅行の査証(ビザ)免除を実施することは、本県の観光振興を図るうえで、極めて重要である。	-	-	5		日中双方で制度の通用改善に取り組み、失業者等の諸問題に対して効果的な対策を講じ、その効果を検証した上で、検討を進めることとする。ただし、中国国民の訪日団体に対する査証発給に関しては、団体観光旅行における指定旅行業者以外の業者による引率、目的外国人等との紛れ込み事業、成りすましによる旅券不正取得等の問題があり、これに対する中国側の改善措置が十分にとられていないことや、来日中国人による犯罪が、不法入国者のみならず留学生等の適法滞在者によっても散見されている事実があるため、対象地域の拡大には、慎重な検討が必要である。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 「措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
神戸市	神戸国際集客観光都市構想	2024	2024070	010640	中国天津市への訪日団体観光旅行の対象地域の拡大	中国国民の訪日団体観光旅行の対象地域の拡大(北京市、上海市、広東省のみに認められている訪日団体観光旅行対象地域への天津市の追加)	中国国民の訪日団体観光旅行の対象地域の拡大(北京市、上海市、広東省のみに認められている訪日団体観光旅行対象地域への天津市の追加)	神戸市と友好都市提携を締結している中国天津市からの観光客誘致の促進	-	-		5	査証の発給は当庁の所管ではないものの、中国国民の訪日団体に対する査証発給に関しては、団体観光旅行における指定旅行業者以外の業者による引率、目的外国人等々の紛れ込み事案、成りすましによる旅券不正取得等の問題があり、これに対する中国側の改善措置が十分にとられていないことや、来日中国人による犯罪が、不法入国者のみならず留学生等の適法滞在者によっても散行されている事実があるため、対象地域の拡大には、慎重な検討が必要である。				
神奈川県	国際観光県「かながわ」推進構想	1285	1285010	010650	海外からの観光客のビザの免除等	現在、北京市、上海市、広東省のみで発給されている中国の団体旅行のビザについて、対象地域の拡大、免除等の措置を実施。また、県、市町村等が交流を行っている地域(神奈川県)については中国遼寧省、韓国京畿道)についてのビザの発給、免除の実施。	姉妹都市等との観光交流の一層の拡大を図るとともに、海外観光展への出展、海外SNS招聘事業等を通じ、海外から観光客を誘致する。	ビザの免除等の措置により、観光客が来訪しやすくなり、観光客の増大が見込まれる。また、中国の姉妹都市等についてはビザが発給されず交流の妨げになっている。	-	-		5	日中双方で制度の運用改善に取り組み、失業者等の諸問題に対して効果的な対策を講じ、その効果を検証した上で、検討を進めることとする。ただし、中国国民の訪日団体に対する査証発給に関しては、団体観光旅行における指定旅行業者以外の業者による引率、目的外国人等々の紛れ込み事案、成りすましによる旅券不正取得等の問題があり、これに対する中国側の改善措置が十分にとられていないことや、来日中国人による犯罪が、不法入国者のみならず留学生等の適法滞在者によっても散行されている事実があるため、対象地域の拡大には、慎重な検討が必要である。				
宮城県	緊急経済産業再生戦略事業(中国観光客万来構想)	1394	1394010	010660	巨大旅行市場である中国におけるビザ発給対象地域の拡大	法務省入国管理局に対し、中国におけるビザ発給対象地域を現在の「北京市・上海市・広東省」から他地域に拡大するよう要望するもの。	中国においてビザ発給対象地域が拡大されることにより、訪日観光客の増加が期待される。宮城県は、中国においては知名度がほとんどないため、中国旅行エージェントを招聘し、本県の観光資源(中国革命の思想的支柱で、中国人の心のより所となっている「魯迅」の留学先である仙台をはじめ、日本三景松島等)を視察してもらい旅行商品造成につなげ誘客促進を行いたい。また、中国の送客現場では、旅行エージェントの店頭従業員のロコミ情報が旅行先を大きく左右することから、これら従業員等に本県をPRするポスターや観光ビデオ(VCR)等を	巨大旅行市場である中国では、北京市・上海市・広東省の3地域在住者しか団体旅行ビザの発給を受けられないため、同地域以外に住む人々は、訪日旅行をしなくてもできない状況にある。宮城県では、中国人観光客を広く誘致しようと考えているが、3地域に限定されていることは、中国観光客誘致の大きな障壁となっている。	-	-		5	査証の発給は当庁の所管ではないものの、中国国民の訪日団体に対する査証発給に関しては、団体観光旅行における指定旅行業者以外の業者による引率、目的外国人等々の紛れ込み事案、成りすましによる旅券不正取得等の問題があり、これに対する中国側の改善措置が十分にとられていないことや、来日中国人による犯罪が、不法入国者のみならず留学生等の適法滞在者によっても散行されている事実があるため、対象地域の拡大には、慎重な検討が必要である。				
京都府	観光都市kyotoクワイサポート構想	2056	2056070	010670	中国における訪日団体観光旅行対象地域の拡大に向けた要請	中国において訪日団体観光旅行の対象となっている地域は、現在、北京市・上海市・広東省の3地域のみが試験地域として指定されているが、この対象地域を拡大するよう中国に要請	・拡大された地域に対するプロモーション活動やファミトリップ事業を通じ、日本への誘客拡大を図っていく。 ・900,000人程度のインバウンド拡大効果が見込める。	・経済発展の著しい中国では、各地で旅行需要も高まっており、北京市・上海市・広東省以外の地域においても訪日団体観光旅行が解禁されると、大幅な誘客の拡大につながることから、こうした働きかけを行っていく必要がある。	-	-		5	査証の発給は当庁の所管ではないものの、中国国民の訪日団体に対する査証発給に関しては、団体観光旅行における指定旅行業者以外の業者による引率、目的外国人等々の紛れ込み事案、成りすましによる旅券不正取得等の問題があり、これに対する中国側の改善措置が十分にとられていないことや、来日中国人による犯罪が、不法入国者のみならず留学生等の適法滞在者によっても散行されている事実があるため、対象地域の拡大には、慎重な検討が必要である。				
長崎県	東アジアとの観光交流計画	2121	2121020	010680	中国人団体観光短期滞在査証の発給対象地域の拡大	現在、中国人団体観光ビザの発給対象地域は、「北京市」、「上海市」、「広東省」の3地域の住民に限られているが、天津市、山東省、浙江省、江蘇省、遼寧省などに発給対象地域を拡大していただきたい。	中国の人口は約13億人であり、世界最大の人口を有するため、観光市場の大きなマーケットとなる。このため、現在ビザ発給地域が限定されているが、これがさらに拡大すれば、中国からの観光客が大幅に増大すると考えられる。これに伴い、地域経済の活性化及び雇用創出が期待できる。	中国でのビザ発給地域が拡大されると観光客の大幅な増加が見込まれるので提案する。	-	-		5	査証の発給は当庁の所管ではないものの、中国国民の訪日団体に対する査証発給に関しては、団体観光旅行における指定旅行業者以外の業者による引率、目的外国人等々の紛れ込み事案、成りすましによる旅券不正取得等の問題があり、これに対する中国側の改善措置が十分にとられていないことや、来日中国人による犯罪が、不法入国者のみならず留学生等の適法滞在者によっても散行されている事実があるため、対象地域の拡大には、慎重な検討が必要である。				